○農林水産省告示第千五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　香川県東かがわ市五名字大向八九四、字桑内一〇〇三の一、字掛橋一〇三〇の四、一〇四三、一〇四四、一〇四六の一、一〇四六の二、一〇四七、一〇七六、字西ノ尾一〇七九の一、一〇八〇の一、字猿ヶ谷一一一七の一、字堂床一一四〇の一、字太郎七〇八の一、七〇八の六、七〇八の八、字空ノ奥九五〇、字菅九六〇の九、九八四の一、九八五の一、九八五の二、字掛橋一〇七五、さぬき市大川町田面字砕石二八三五の一、二八四五、二八四六の一、二八五〇の一、二八五一の一、二八五二、二八五九、二八六〇の一、字胡麻原二九一六の一から二九一六の三まで、二九一八の一、仲多度郡まんのう町塩入字地蔵前七一八の八九、七一八の九六、七一八の二一八

(二)　指定の目的　水源の涵養（かん）

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　香川県さぬき市大川町田面字棚岩二七八六の二、二七八四の二、字上鮎帰一七八六の一、字上砕石二九四四の一、字東砕石二七一三の一、二七一四の一、字新池二二三九の一二、長尾東字紙漉三〇〇〇の二・三〇〇〇の五・三〇一四の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、高松市牟礼町原字城一　二四五二の一・二四五六・二四五八の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二四五八の三、坂出市加茂町字杉尾二〇〇の一、字鷲ノ口一六二六、仲多度郡まんのう町中通字西桜二七〇の一、観音寺市大野原町丸井字西間谷一九七四の三四、一九七四の三五

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県庁並びに関係市役所及びまんのう町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県仁多郡奥出雲町小馬木二〇五七の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県雲南市大東町下久野六四九、六八五の一

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県出雲市宇那手町字右谷八八三の一、一六四六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字右谷八八三の一、一六四六の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県鳥羽市桃取町字童子一一五五

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び鳥羽市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年五月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂本字熊ヶ谷二〇七一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字熊ヶ谷二〇七一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）